

教員の養成・採用・研修の改善について ～論点整理～ (案)

平成 26 年〇月〇日

教員養成部会 教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループ

目次

はじめに	－制度改善の必要性と方向性－	1
第1章	改善の視点	2
第2章	具体的な改善の在り方	4
第1節	教員養成課程の改善	4
第1項	教育課程の改善	4
(1)	学部・学科段階	4
(2)	大学院段階	7
第2項	認定制度の改善	8
(1)	質保証の仕組みの導入	9
(2)	授業科目の開設方法の弾力化	10
第2節	教員免許制度の改善	10
第3節	採用と研修の改善	13
第1項	養成と採用の接続	13
(1)	採用選考における養成段階の学習成果の活用	13
(2)	教職大学院進学者・修了者を対象とした取組の促進	13
第2項	採用と研修の接続	14
(1)	教職大学院を活用した取組の促進	14
(2)	現職教員の新たな教員免許状の取得に向けた取組の促進	14
別紙1	教育課程の見直しの考え方(幼稚園、小学校、中学校、高等学校)	
別紙2	評価の仕組みの導入の考え方	
別紙3-1	複数校種の免許状取得パターンの考え方<学部・学科教育段階>	
別紙3-2	同一学校種の複数教科免許状取得のパターンの考え方<学部・学科教育段階>	
別紙3-3	小学校において一つの教科の指導及び担任が可能な免許状のパターンの考え方	
別紙3-4	二種・専修免許状及び高度専門免許状取得のパターンの考え方	

はじめに ー制度改善の必要性と方向性ー

【制度改善の必要性】

- 世界に類を見ない少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展による国際競争の激化等、我が国を取り巻く環境は、大きく変容している。こうした社会の急激な変化の中で、なお我が国が将来にわたって持続的に発展するためには、社会の様々な分野で国や世界の発展を担う人材の育成が不可欠である。
- また、知識基盤社会、生涯学習社会の到来は、子供たちの学びの世界に大きな変革を求めている。私たちは、子供たちが新たな時代と社会を生き抜き豊かな未来を創造することができるよう、知識や技能を基に、自ら課題を発見し、他者と協働してその解決に取り組み、新たな価値を創造する力などを身に付けるための主体的・協働的な学びを実現する教育改革を一層進める必要がある。
- その際、高度専門職として教育改革を直接担う教員については、主体的・協働的な学びの創造を実現するにふさわしい資質能力や学校制度改革に適切に対応していくことのできる先進性・創造性が強く期待されており、このため、「学び続ける教員像」の確立が求められている。
- これらを踏まえ、「学び続ける教員像」の具現化に向けて、教員の養成・採用・研修の全ての段階の在り方について、抜本的改革を行う必要がある。

【改善の方向性】

- 特に、時代と社会が求める資質を身に付けた教員を育成する上で、大学の社会的使命は大きい。「大学における教員養成」と「開放制による教員養成」の基本理念に立ち、教員養成課程を有する大学が、「学び続ける教員像」の具現化に向け「優れた資質を有する教員の養成」を自らの社会的使命として再確認し、教員養成課程の質保証を実現することが重要である。また、大学が自ら、不断の改善を継続し、かつ、そうした努力を可視化する新たな質保証の仕組みを構築することが求められる。
- さらに、大学と教育委員会、学校等が相互に緊密な連携・協働に取り組み、教員の養成・採用・研修の全ての段階に積極的に関わる体制を構築することが求められ、特に、教職大学院の更なる活用を図ることが期待される。

【論点整理】

- 養成・採用・研修に関する課題は多様かつ多岐にわたっている。本ワーキンググループは、限られた検討期間に集中的な議論を行い、今後の教員養成部会における審議に資するよう、特に下記の事項について論点整理を行ったので、ここに報告する。

[改善の視点]

1. 教職生活全体を通じた職能成長を実現する環境づくり
ー養成・採用・研修の接続、教職大学院等の積極的活用ー

[具体的な改善の在り方]

2. 教員養成課程の改善
3. 教員免許制度の改善
4. 採用と研修の改善

第1章 改善の視点

教職生活全体を通じた職能成長を実現する環境づくり

－養成・採用・研修の接続、教職大学院等の積極的活用－

本章では、「WG報告」の立ち位置、基本的観点を整理した。

1. 教員を高度専門職として改めて位置付けること。
2. 教職生活全体を通じた職能成長の観点を重視し、学部・学科段階における養成を「教員となる際に必要な基礎的・基盤的な学修」とし、教員免許状の取得に必要な最低単位数を増加させない改革とすること。
3. 「養成段階と初任段階の接続」の重要性と関係機関等の連携・協働の意義を強調したこと。
4. 研修段階における教職大学院等の積極的活用を求めたこと。

- 次世代育成という重要な役割を担う教員は、既に、専門職業人として一定の社会的評価を獲得している。我が国は、戦後、いち早く「大学における教員養成」を実現したが、一方、近年、高等教育進学率が飛躍的に向上し、また他の専門職業人の育成が大学院段階に移行する中で、専門職としての教員の地位が相対的に低下している。社会の成熟化に伴い高度化、多様化する学校教育にとって、高度な資質能力を有する教員の存在は不可欠であり、改めて教員を高度専門職として位置付けることは、教育改革の前提として実現すべき重要な課題である。
- 一方、教員としての職能成長は、教職生活全体を通じて図られるものである。このことを踏まえ、学部・学科段階における養成段階は、「教員となる際に必要な基礎的・基盤的な学修」を行う段階であることを再確認する必要がある。その際、具体的には、履修の適正化を図る観点からも、教員免許状の取得に必要な最低単位数を増加させることは避けるべきである。
- 研修段階は、現職教員が社会の要請を踏まえつつ、自らのキャリアデザインに応じて、教員としての資質能力を深化・発展・拡大させていく段階である。したがって、養成段階における履修を基礎・基盤としつつ、これに接続する形で様々な研修プログラムが用意され、継続的・発展的に受講できることが望ましい。

例えば、養成段階と教職経験1～3年目程度の研修の在り方を整理すると、下記のように考えられる。

①養成段階

国公立学校の教員の人材候補者を共通に育成する時期であり、教員として幼児・児童・生徒に接し指導を行う上で必要な基礎・基盤となる内容・方法を、時代の変化や社会の要請を踏まえつつ、一通り履修する必要がある。

②初任段階（教職経験 1～3 年目程度）

各校に勤務して日々幼児・児童・生徒と接し、実践と校内・校外研修との往還の中で、養成段階で履修した指導内容・方法について学びを深め拡大するとともに、校務の分掌・学校事務の処理、他の教員や保護者との連携・協働など、各学校の運営や教員としての職務遂行に必要な事柄を、順次身に付けていく必要がある。

- このような考え方の下、養成段階と初任段階は、特に両段階の接続を重視して見直しを行っていくことが重要である。さらに、養成・採用から初任段階を含む教職生活全般にわたる現職研修の在り方については、教職大学院の教育機能や教育実績¹を考慮しこれを積極的に活用するなど、教員の職能成長に関わる関係機関が連携・協働し、効果的な取組を促進していく必要がある。

- なお、養成・採用・研修に係る法的制度の見直しについては、教員免許更新制度の改善に係る検討会議が提言²した十年経験者研修（公立学校教員対象）の見直しや免許状更新講習が有する専門性向上機能、また、教育再生実行会議³の諸提言も勘案し、総合的な観点から検討し措置を図ることが適当である。

¹ 平成 25 年 3 月修了者の教員就職率 93.0%（現職教員の学生を除き、臨時任用を含む）

² 「教員免許更新制度の改善について（報告）」（平成 26 年 3 月 18 日）教員免許更新制度の改善に係る検討会議

³ 「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」（平成 26 年 7 月 3 日）教育再生実行会議

第2章 具体的な改善の在り方

第1節 教員養成課程の改善

第1項 教育課程の改善

本項では、学部・学科段階と大学院段階のそれぞれについて、教育課程の改善の方向性を整理した。

1. 学部・学科段階における教育課程については、教員免許状の取得に必要な最低単位数が学位課程の修得単位数の半数に達する現状から、総単位数の増加は困難であることを前提に方策を提案した。
2. 新たな教育課題に対応する教育領域（特別支援教育、キャリア教育、ICT活用教育、道徳教育、外国語教育等）への対応について検討した。
3. 教職生活全体を通じたキャリア形成と資質向上の中に、教職大学院等大学院段階の学びを明確に位置付ける必要があること、また、専修免許状に種別を設けることや高度専門免許状（仮称）を設けることについて提案した。

- 戦後、教員養成課程は、「大学における教員養成」と「開放制に基づく教員養成」という原則の下、専ら教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程に置くことができることとし、これにより、教員免許状の専門性に相応する様々な学位課程から、幅広く教員人材を輩出してきた。
- 今後、子供たちの主体的・協働的な学びを積極的に担い、教育改革に寄与できる教員を育成するためには、これにふさわしい教育課程を構築することが重要である。
- その実現のためには、教員養成課程の教育課程を改善するのみならず、これを担う教員養成課程担当教員の資質能力が極めて重要である。このことを踏まえ、各大学においては、FD⁴の取組を適切かつ十分に行っていくことが求められる。

(1) 学部・学科段階

⁴ FDとは、「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる」「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17年1月）中央教育審議会

- 教員免許状の取得要件として法令に定められている学部・学科段階の教育課程のうち、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員免許状に関するものは、これまで幾度も量的・内容的に見直しが行われており、現在、例えば、中学校の教員免許状（普通免許状一種）に関する教育課程については、59単位を修得することとされ、また、この他に教養教育に関する8単位の修得も必要とされていることから、計67単位となり、大学卒業に必要な単位数（4年制大学：124単位）の過半に達している。
- このような現況は、教育学部などの専ら教員養成を目的とする学位課程を除き、多くの学位課程にとって、学位取得と教員免許状の取得を両立させる上で、もはや限界と言える状態にある。このため、これ以上、教員免許状の取得に必要な最低単位数を増加させることは、困難と考えられる。
- 一方、総合的な学習の時間の導入から10年以上が経過する等、教員には、教科横断的な視野と知見を持って教育活動を展開することが求められている。また、中等教育学校制度が定着し、小中一貫教育など学校制度改革も進められようとしている中、教員は、学校段階間の接続及び円滑な移行に対応できる指導力を備えることも求められている。
- 併せて、先般公表された TALIS⁵が示すように、日本の教員は、子供の主体的な学びを引き出すことに対して自信を持つ教員の割合が国際的に見て低い状況にあることも踏まえ、思考力・判断力・表現力や自ら課題を発見し解決する力の育成に向け、子供たちが主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる指導力を養成するとともに、これらに対応した学習評価の力量を身に付けることが、重要課題として浮かび上がっている。
- さらに、現在、下記の課題に対応することが求められている。
 - ・ 特別な支援を必要とする児童及び生徒に関する指導法（幼～高）
 - ・ 社会的・職業的自立のための指導法（キャリア教育）（幼～高）
 - ・ 総合的な学習の時間の指導法（小～高）
 - ・ 様々な教育活動におけるICTの活用（小～高）
 - ・ 道徳の理論及び指導法（小・中）
 - ・ 小学校英語の指導法（小）
 - ・ 中・高等学校英語の言語活動の高度化に向けた指導法（中・高）
- 以上を踏まえ、学部・学科段階の教育課程については、履修事項・内容・

⁵ TALIS：「国際教員指導環境調査」（2014年）OECD

量について全般的な見直しを行い、精選・重点化を行う必要がある。同時に、限りある履修量の中で効果的な履修が行われるよう、履修の仕組みを工夫する必要がある。

- また、教員養成課程を設置する大学が、各々設定した「育成すべき教員像」と教員養成の目標・計画に基づき、教育課程に特色を出すことができるよう、一定の自由度・柔軟性を確保することが適当である。
- 下記に、教育課程の全般的な見直しにおいて考慮すべき点を列記するとともに、今後の詳細な検討に資するよう、別紙1のとおり3例を提示する。今後更に、具体的な履修事項・内容や単位数の在り方と併せ、専門的な検討を行う必要がある。
- なお、小学校及び中学校の教員免許状の取得に関しては、資格要件として、介護等体験特例法⁶に基づく7日間の介護等体験活動も必要とされている。今後の検討に当たっては、同法律に基づく体験活動の在り方や教育課程との関係も考慮することが適当である。
- また、今後、学習指導要領改訂の検討状況等も踏まえ、更に検討を行う必要がある。

<教育課程の見直しにおいて考慮すべき点>

- 学校段階間の接続及び円滑な移行に対応できるとともに、教科横断的な視野で学習活動を展開する力を養成する履修内容を位置付ける。
- 思考力・判断力・表現力や自ら課題を発見し解決する力等の育成に向け、子供たちが主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる指導力などを養成する履修内容を位置付ける。
- 専門性と実践性に優れた教員を養成するため、「教科に関する科目」と「教職に関する科目（特に各教科の指導法）」を融合した履修内容（「教科内容構成に関する科目」）を位置付ける。
- 「教職の意義及び教員の役割」や「教員の職務内容」については、「教育実

⁶小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）。小学校または中学校の教員免許状を取得しようとする者は、7日間の介護等体験を必要とする旨が定められている。

習」や「教職実践演習」のような実践的・総合的な履修内容とともに包括的に位置付ける。

- 特に、発達障害をはじめとする特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に関する理論及びその指導法は、学校種によらず広く重要となってきたことから、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」から独立して位置付ける。
- 特別活動に含まれる児童会・生徒会活動や学校行事のように、着任後の学校の方針等を踏まえつつ実務・研修を通じて学ぶことがより効果的な部分を含む履修内容については、各教員養成課程の判断で履修内容や量を調整できるように位置付ける。
- 「教科又は教職に関する科目」の必要性や位置付けの在り方を検討するとともに、「66条の6（教養）科目」は不可欠なもののみを存置する。

（2）大学院段階

- 昨年の10月にまとめられた報告「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」⁷においては、専修免許状に関する教育課程について、理論と実践の往還を重視した実践的科目を4～6単位程度位置付けることや、教職大学院において共通に開設することとされている授業科目（共通5領域）について、各領域を均等に履修させる現行の考え方を改め、コース等の特色に応じて履修科目や単位数を設定することができるようにすることなどが提言された。
- この提言も踏まえ、教職生活全体を通じたキャリア形成と資質向上の中に、教職大学院等大学院段階の学びを明確に位置付ける必要がある。
- その際、教育委員会と大学・大学院との連携・協働を更に進めていくことが不可欠であり、例えば初任者、指導教諭、主幹教諭や管理職等といった、教職の各段階で求められる資質能力を明らかにした上で、両者の連携・協働の下に、大学院段階の教育課程について、より高度な実践的指導力や学校の経営・管理能力等を養成するものとなるよう検討していくことが重要である。

⁷ 「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」（平成25年10月15日）教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議

- これとあいまって、例えば、後述する、教職大学院等で履修した者に関し、選考において特例を設けることや法定の初任者研修(公立学校教員対象)の一部を免除すること、また、現職研修や管理職登用等における教職大学院の活用を促進する必要がある。
- また、専修免許状については、一種の教員免許状の取得に必要な学部段階の履修を基礎に一定量の学びを深めることが求められ、大学院を修了していることが必要な基礎資格となっているが、専修免許状に種別を設けることや、これとは別に高度専門免許状(仮称)を設けることも考えられ、後述する教員免許制度の改善の在り方と併せて、大学院段階の教育課程を検討することが適当である。

第2項 認定制度の改善

本項では、教員養成課程に、事後的な質保証の観点を導入しその制度化を図ること、及び大学が、教員養成課程の管理・運営に全体として責任を持つ方策の検討及びそのための学内組織の構築について整理した。

1. 大学の教員養成課程の質の確保について、現行の「課程認定」のみに依存する制度から成果や実績の評価を含む「質保証の仕組みの確立」を提案した。
2. 教員養成課程を置く大学が教員養成を自らの使命と位置付け、全学的責任体制の下で教員養成課程の質を確保・向上する体制を確立していくことについて提案した。
3. 教育課程が適切に編成され、学生定員の管理や指導体制が的確に講じられることが確認できる場合における、複数の教員養成課程間での全授業科目の共通開設(複数の学位課程共同型の教員養成課程)について提案した。

- 教員養成課程は、教員養成を自らの使命と位置付ける大学により、文部科学大臣の認定を受けて、各学位課程⁸に設置される。
- 現在、全国の教員養成課程数は約 24,200 課程⁹に上り、認定後の質の確保・向上を図る制度的仕組みとして、教員養成部会課程認定委員会が年間 30～50 大学等を対象に実地視察を行い助言や視察結果の公表を行っているものの、教員養成課程数の多さから、全体的な質の確保・向上につながりにくい

⁸ 大学の学位課程の単位は、学部ごとのみではなく、学部の学科や専攻・コースごとの場合が多い。

⁹ 教員養成課程を置く学位課程数は約 8,000 課程であり、一つの学位課程に複数の教育養成課程を置くものがある。なお、教員養成課程を置く大学数は、約 1,000 校である。

現状にある。

- また、法令の理解不足、あるいは、教育課程の開設・運営の仕組みにおいて学位課程とは異なる考え方が採られていることによる誤解から、認定後長年にわたり、法令や認定の基準に違反した状態で運営されてきた例も見受けられる。
- これらのことを踏まえ、教員養成課程の質保証について、認定のみに依存するのではなく、成果や実績の評価を含む質保証の仕組みの確立を図ることを検討すべきである。
- また、大学においては、学位課程横断型の授業科目の開設や学際的な学位課程の設置が拡大していることを踏まえ、学位課程ごとに教員養成課程を置き授業科目の開設を求める現行の仕組みを、大学の実状に合うよう、弾力化する必要がある。

(1) 質保証の仕組みの導入

- 認定時のみならず、認定後も教員養成課程の質の確保・向上が図られるよう、定期的な質保証の仕組みを導入することを検討する必要がある。
- 今後の具体的な検討に資するよう、別紙2のとおり2案を提示する。案1は、認定に有効期間を付し、①法令等の基準を満たしていること及び②一定の実状・実績があること、について審査を受け合格した場合に、次期の認定を受けられることとするものである。案2は、認定は現行どおりであるが、これとは別に、一定期間ごとに第三者機関による評価を受けることとするものである。
- ただし、こうした質保証の仕組みは、教員養成分野に特有の事情を踏まえ、既に実施されている大学や専門職大学院¹⁰の認証評価等とは別に導入を検討しようとするものである。このため、これらの評価システムとの関係を整理するとともに、大学の負担の増大や実施体制の確保など実現性を考慮し、さらに検討する必要がある。
- また、何よりも、教員養成課程を置く大学が教員養成を自らの使命と位

¹⁰ 教職大学院（平成26年4月現在25校）は専門職大学院であり、学校教育法第109条第3項に基づき、5年に一度、認証評価機関による評価を受けることとされている。現在、教職大学院の評価を行う機関として、一般財団法人教員養成評価機構がある。

置付け、各大学が、全学的責任体制の下で教員養成課程の質を確保・向上する体制を確立していくことが重要である。

- このため、全学的に教員養成課程を統括し教員養成課程担当教員のFDを行うなど教員養成の質を高める取組を主導的に行う組織（「教員養成センター」と仮称。）を必置とすることや、大学に教員免許状の種類毎に教員養成課程を一つ置き、全学的に管理運営する新たな仕組みを導入することなど、教員養成に関する大学の組織体制の在り方も併せて検討していく必要がある。

（２）授業科目の開設方法の弾力化

- 現在、教員養成課程の授業科目については、法令に定める教育課程にのっとり、一定の内容・量については、教員養成課程を置く学位課程自らが開設することとしている。
- しかしながら、学位の種類や学位に関する教育課程の構成の在り方が多様化した現在、例えば、近接する分野の学位課程や学位課程横断型の授業科目を多く備える学位課程に置かれる教員養成課程については、法令に定める教育課程に関する全授業科目を共通に開設しても、教員免許状に必要な専門性を担保することに何ら問題が無い場合が見受けられる。
- このことを踏まえ、教育課程が適切に編成され、学生定員の管理や指導体制が的確に講じられることが確認できる場合については、複数の教員養成課程間で、全授業科目を共通して開設できることとすることが適当である。
- なお、この場合、事実上、複数の学位課程が共同して一つの教員養成課程を置く形となる。このため、複数の学位課程共同型の教員養成課程として認定することが適切と考えられる。

第２節 教員免許制度の改善

本節では、時代の要請に基づく教員免許制度の改革について整理した。具体的には次の二つについて検討した。

- ① 現行の教員免許制度を維持しつつ複数の教員免許状を取得しやすい環境を構築する方法。
- ② 新たな教員免許制度を導入する（現行制度を抜本的に改変する、又は、現行制度を維持しつつ部分的に新たな教員免許制度を導入する）方法。

- 教員には、学校段階間の接続及び円滑な移行に対応できる指導力や、教科横断的な視野と知見を持って教育活動を展開することのできる指導力を備えることが求められており、このことも踏まえ、教員養成課程の教育課程を全般的に見直し、教員免許状の取得に必要な所要資格を改める必要がある。
- 他方、このような教育課程の見直しを行った上で、それらの指導力を備えた教員を多く輩出できるようにするため、教員免許制度に関し、更なる促進策を講じる必要があるか、ということが課題となる。
- 具体的には、現在、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の普通免許状は学校種ごとに授与され、また、中学校・高等学校の教員免許状は教科ごとに授与されるが、この学校種・教科種ごとの教員免許状を同時に複数取得しやすい方策を講じる必要性の有無について検討する必要がある。
- また、教員を目指す者や現職教員が、経年的に複数の教員免許状を取得することを通じて、継続的・発展的に資質能力の拡大・高度化を図っていくことも重要であり、このため、大学院レベルにおける教員免許状の在り方も含め検討することが適当と考えられる。
- このような観点から、今後の具体的な検討に資するよう、下記四つについて、新たな教員免許制度の創設を含めパターンを考え方を整理したので、別紙3-1～別紙3-4のとおり提示する。
 - ・複数校種の教員免許状の取得（別紙3-1）
 - ・同一学校種の複数教科の教員免許状の取得（別紙3-2）
 - ・小学校において一つの教科の指導及び担任が可能な教員免許状の取得（別紙3-3）
 - ・二種・専修免許状及び高度専門免許状の取得（別紙3-4）
- 各別紙には、複数の考え方を示しているが、大別すると、①現行の教員免許制度を維持しつつ複数の教員免許状を取得しやすい環境を構築する、又は、②新たな教員免許制度を導入する（現行制度を抜本的に改変する、又は、現行制度を維持しつつ部分的に新たな教員免許制度を導入する）方法が考えられる。
- 複数学校種の教員免許状の取得については、①現行の教員免許制度を基本に、複数の教員免許状の取得を目的とする教員養成課程を置き、併有を促進する方法、②現行の教員免許制度と、複数校種を包括する新たな教員免許制

度を併存させる方法、③複数校種を包括する新たな教員免許制度に全面的に移行する方法、が考えられる。

- 同一学校種の複数教科の教員免許状の取得については、①現行の教員免許制度を基本に、複数の教員免許状の取得を目的とする教員養成課程を置き、併有を促進する方法、②現行の教員免許制度と、複数校種を包括する新たな教員免許制度を併存させ、これらの併有を促進する方法、③複数校種を包括する新たな教員免許制度に全面的に移行し、これらの併有を促進する方法、④複数校種を包括する新たな教員免許制度に全面的に移行するとともに、複数の教科種を包括する新たな教員免許制度を導入し、これらの併有を促進する方法、が考えられる。
- 小学校において一つの教科の指導及び担任が可能な教員免許状の取得については、①小学校の一つの教科の指導及び総合的な学習等の指導を行うことができる新たな教員免許制度を導入する方法、②①に加え中学校についても同様の指導を行うことができる新たな教員免許制度を導入する方法、③②に加え、高等学校についても同様の指導を行うことができる新たな教員免許制度を導入する方法、が考えられる。
- 二種・専修免許状及び高度専門免許状の取得については、上記の各方法に基本的に対応することとなるが、現行において、高等学校の教員免許状には二種免許状が無いことを勘案し、新たな教員免許制度のうち高等学校に係る指導を行うことのできるものについて、二種免許状を設けるか否かを検討する必要がある。また、専修免許状については、第2章第1節第1項(2)において大学院段階の教育課程の改善について述べたように、現行の専修免許状を基本的に維持しつつ、新たな高度専門免許状(仮称)を設けることなどが考えられる。
- 併せて、高度専門免許状(仮称)については、大学院段階の教員免許状として設けるほか、学部段階又は大学院段階において、複数の学校種の接続部分について特に履修したことを証明する、付随型の教員免許状として設けることも考えられる。
- 今後の具体的な検討に当たっては、都道府県教育委員会における免許事務や大学等の教員養成課程の実状、過去及び現行制度との円滑な接続及び重複要素の排除、法制上の実現可能性などを踏まえ、十分に検討を行う必要がある。

- その際、教員免許や教員養成等に関する制度は、非常に複雑かつ難解であることから、教員免許状の取得を目指す者や関係者に負担や混乱を招くことのないよう、真に実効性のある事項・内容を見極め、導入や改善を行うよう留意することが重要である。
- また、現職教員が新たな教員免許状を取得しやすい環境を充実することが望まれることから、既に教員免許状を保有する者が新たな教員免許状を取得する際に利用することのできる教育職員検定に係る制度¹¹についても十分配慮しつつ、検討することが適当である。

第3節 採用と研修の改善

本節では、養成と採用、採用と研修それぞれの接続について整理するとともに、現職教員の新たな教員免許状取得のため、認定講習や免許状更新講習及び教育委員会・独立行政法人教員研修センター等が行う研修の活用について検討した。

第1項 養成と採用の接続

(1) 採用選考における養成段階の学習成果の活用

- 教員の採用は、地域や学校の事情・特色に応じ任命権者・雇用者が主体的に判断し行うものであるが、社会全体としては、優秀で意欲ある多様な人材が教員に応募し登用されることを強く期待するものである。
- このことを踏まえ、任命権者・雇用者は、採用活動において、教員養成課程で真剣に学んだ優秀で意欲ある人材を一層惹き付けられるよう、教員養成課程における学習状況や、教育実習を含む体験的・実践的な活動への参加状況の評価、また、これらを通じた教員としての適性判断などを、採用時の評価材料の一つとして積極的に活用することが望まれる。

(2) 教職大学院進学者・修了者を対象とした取組の促進

- 教職大学院については、その教育機能や教育実績を勘案し、進学・在学する者や修了した者を対象に、採用選考において、教職大学院における履修を

¹¹ 一定の勤務経験等があることを前提に、教員免許状の取得に必要な最低単位数が軽減される。

評価した取組を促進することが適当である。例えば、現在、教職大学院修了者を対象とした特別選考が5県市で行われているが、このような取組が全国で行われることが期待される。

- また、教員を目指す者が教職大学院への進学を志向しやすくなるよう、例えば、現在、6県市で行われている採用候補者名簿の登載期間の延長・採用の延期などの取組を、全国で実施する必要がある。

第2項 採用と研修の接続

(1) 教職大学院を活用した取組の促進

- 第2章第1節第1項(2)に述べたように、教職大学院の履修成果を考慮し、法定の初任者研修の一部を免除できることとするなど、教職大学院と初任段階の研修の相互関係を検討することが適当である。
- また、教職大学院と教育委員会・独立行政法人教員研修センター等が共同で開発した研修プログラムに基づき教職大学院が授業科目を開設し、任命権者・雇用者が初任者をはじめとする教員を教職大学院に派遣して教員の研修を実施することも、今後積極的に促進すべきである。
- 具体的には、例えば、初任段階の研修や、教職経験5～10年目以降における学校経営・管理に必要な視野・能力を伸長する研修などが考えられる。また、これらの研修プログラム修了者が新たな教員免許状を得られるよう、前述の高度専門免許状(仮称)等と総合的に検討し、研修と教員免許制度の接続を図ることも考える必要がある。

(2) 現職教員の新たな教員免許状の取得に向けた取組の促進

- 現職教員が、資質能力の拡大・高度化を図った成果を客観的かつ容易に認識できる形で社会に示し、効果的に学校に還元していくことができるよう、新たな教員免許状を取得しやすい環境を充実する必要がある。
- このため、研修又は免許状更新講習と免許法認定講習との連動や関係機関間の連携を促進することが適切である。具体的には、例えば、教育委員会が、免許法認定講習の認定を受けて研修を実施することや、教育委員会や大学等が、免許法認定講習の認定も受けて免許状更新講習を開設することなどが考えられる。

- また、任命権者や雇用者においては、教員の所有免許状の種類に応じ、新たな教員免許状の取得に向けた学びを積極的に奨励すべきであり、二種免許状所有者の一種免許状取得を促進することは無論、特別支援学校教諭や隣接学校種、また、別の教科種に関する教員免許状の取得など、教員としての専門性の向上・拡大を志向するよう、教員に働きかけることが重要である。

現行		例1	例2	例3	(履修を要する内容の例)
教科に関する科目		教科の内容及びその構成、教科の指導法及び学習評価	教科の内容及びその構成、教科の指導法及び学習評価	教科の内容及びその構成、教科の指導法及び学習評価	<input type="checkbox"/> 教科の内容及びその構成 <ul style="list-style-type: none"> * 教科に関する専門的知識・技能 * 教科教育の目標、内容とその構成 * 教材開発・教材研究(事例研究、授業構成、等) <input type="checkbox"/> 教科の指導法 <ul style="list-style-type: none"> * 発達段階に応じた教科の指導計画の立案 * 発達段階に応じた教科の指導方法(情報機器の活用を含む) * 論理的思考力・考察力・判断力・表現力・課題発見・解決力を育成する指導法 * 学習評価の視点と方法 * 演習(役割演技、模擬授業、等) ※幼は保育内容に関するもの
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義・職務内容の理解	教職の意義・職務内容の理解	教職の意義・職務内容の理解及び実践・実習	<input type="checkbox"/> 教職の意義・役割 <input type="checkbox"/> 教員の職務内容及び法制度(免許、研修、服務、身分保障を含む。) <input type="checkbox"/> 懲戒と体罰、安全管理 <input type="checkbox"/> 教育活動の見学・体験・現地調査 <input type="checkbox"/> 教育実習 <input type="checkbox"/> 教員免許取得に向けた履修計画(履修カルテ)の作成、進捗確認及び省察
	教育の基礎理論に関する科目	教育の基礎理論及び制度	教育の基礎理論及び制度	教育の基礎理論及び制度	<input type="checkbox"/> 教育の理念、歴史、思想 <input type="checkbox"/> 公教育・学校教育の目的 <input type="checkbox"/> 学校制度と教育行政 <input type="checkbox"/> 社会教育、生涯学習 <input type="checkbox"/> 心身の発達(家族関係を含む。)と学習の過程 <input type="checkbox"/> 性格・個性の理解と人間関係(学級集団を含む。) <input type="checkbox"/> 適応・不適応と欲求
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程、教科以外の指導法及び学習評価	教育課程、教科以外の指導法及び学習評価	教育課程、教科以外の指導法及び学習評価	<input type="checkbox"/> 発達段階に応じた教育課程の編成の意義と方法 <input type="checkbox"/> 道徳の指導理論・方法 <input type="checkbox"/> 特別活動の指導理論・方法 <input type="checkbox"/> 総合的な学習の時間の設計と運営 <input type="checkbox"/> 思考力・判断力・表現力や課題発見・解決力等を育成する指導法 <input type="checkbox"/> 様々な授業形態(主体的・協働的に学ぶ授業を含む。) <input type="checkbox"/> 思考力・判断力・表現力や課題発見・解決力等を育成するための学習評価の視点と方法
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導、教育相談及び社会的・職業的自立のための指導等	生徒指導、教育相談及び社会的・職業的自立のための指導等	生徒指導、教育相談及び社会的・職業的自立のための指導等	<input type="checkbox"/> 障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 <input type="checkbox"/> 幼児理解又は生徒指導の理論及び方法 <input type="checkbox"/> 教育相談の理論及び方法(いじめ・不登校への対応、就学援助・支援、虐待の発見、カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) <input type="checkbox"/> 社会的・職業的自立のための指導の理論及び方法 <input type="checkbox"/> 進路指導の理論及び方法 <input type="checkbox"/> 保護者・地域社会との連携
	教育実習	「教育実習及び実践演習」	「教育実習及び実践演習」	「教育実習及び実践演習」	<input type="checkbox"/> 特別支援教育等 <input type="checkbox"/> 現代の課題、地域の課題 (大学が設定)
教職実践演習					
教科又は教職に関する科目					<input type="checkbox"/> 日本国憲法
その他特に修得を要する科目 (注)教職課程以外で修得可能。(日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作)		その他特に修得を要する科目	その他特に修得を要する科目	その他特に修得を要する科目	

評価の仕組みの導入の考え方

- 教員養成の質の確保・向上を促す新たな制度的仕組みとして、評価の仕組みを導入(置換又は追加)する。

	(現行) 認定(一回限り)	(案1) 評価型認定(一定期間ごと)	(案2) 認定(一回限り) + 評価(一定期間ごと)
概要	法令等で定められている最低基準を満たす場合に認定される(その後の認定・評価の仕組みは無い)。	認定に有効期間を設定し、当該期間の満了までに審査を受け、最低基準を満たすと同時に一定の実績を有する場合に、次の期間についての認定を得られることとする。	認定を受けるとともに、一定期間ごとに、第三者機関の評価を受けることとする。
認定・評価内容	○法令等で定められている最低限の基準(授業科目、専任教員数等)を満たしていること。	○法令等で定められている最低限の基準(授業科目、専任教員数等)を満たしていること。 ○実状・実績(免許取得者、教員採用者数等)が一定以上であること。 等	認定: ○法令等で定められている最低限の基準(授業科目、専任教員数等)を満たしていること。 評価: ○法令等で定められている最低限の基準(授業科目、専任教員数等)を満たしていること。 ○実状・実績(免許取得者、教員採用者数等)が一定以上であること。 ○質向上のための積極的取組がなされていること。 等を総合的に3~5段階で評価
認定・評価機関	文部科学大臣	文部科学大臣	認定: 文部科学大臣 評価: 第三者機関
周期		認定(一定期間ごと)・評価の周期については、既に実施されている認証評価を踏まえ、 5年、7年、10年 (5年×2)とする案が考えられる。	
課題等	○認定後、長期間経過し、法令等に違反している課程が確認されている。 ○認定後の事後チェック機能として、課程認定委員会の実地視察があるが、認定課程数が2万4千を超え、全体の質の確保・向上につながりにくい。	○実状・実績が伴わない場合に、廃止すると同時に新規認定の申請を行うケースへの対応が必要(廃止後数年は申請不可とする等)。	○第三者機関を確保し、安定的・継続的な経営基盤を構築することが必要。 ○すでに実施されている認証評価や国立大学法人評価との関係を整理し、大学の負担に配慮することが不可欠(現在は、専門職大学院のみに分野別評価が導入されている)。

複数校種の免許状取得パターンの考え方<学部・学科教育段階>

※普通免許の構成は一例である。

(特別免許状及び臨時免許状については別途検討。)

(1) 現行免許を基本に、複数免許取得を目的とする課程を置き、併有を促進する考え方

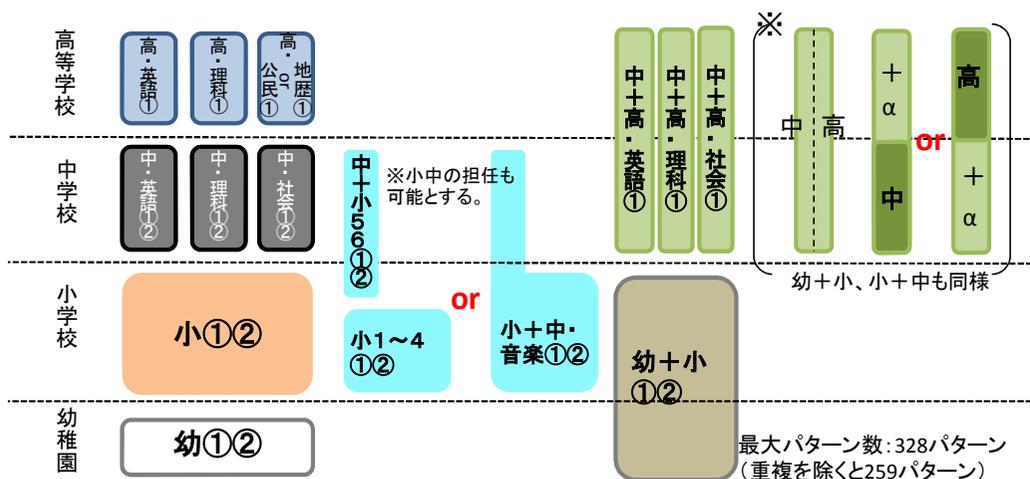
学校種別	現行制度	(最低修得単位数)	(認定課程数)	複数免許取得を目的とする課程	併有促進の考え方
高等学校	高・英語① 高・数学① 高・音楽①	一種:67単位	一種:7482課程	高・英語① 高・数学① 高・音楽①	高一+中一 67単位 ※教科によっては、追加で修得すべき単位が生じる(国語、社会・地歴・公民、理科、美術、家庭)
中学校	中・英語② 中・数学② 中・音楽②	一種:67単位 二種:43単位	一種:4299課程 二種:149課程	中・英語② 中・数学② 中・音楽②	中一+小一 103単位 中一+小二 89単位 中二+小一 85単位
小学校	小①②	一種:67単位 二種:45単位	一種:262課程 二種:29課程	小①②	小一+幼一 77単位 小一+幼二 74単位 小二+幼一 72単位
幼稚園	幼①②	一種:59単位 二種:39単位	一種:292課程 二種:241課程	幼①②	最大パターン数:116パターン

※大学、短大の課程のみ計上

【留意点】

- ア. 免許の種類を変えないため、混乱が生じない。
- イ. 大学は、単一免許取得を目的とする課程を置くことも可能。
- ウ. 併有がどこまで促進されるかは大学や学生次第。

(2) 現行免許と複数校種の免許を併存させる考え方

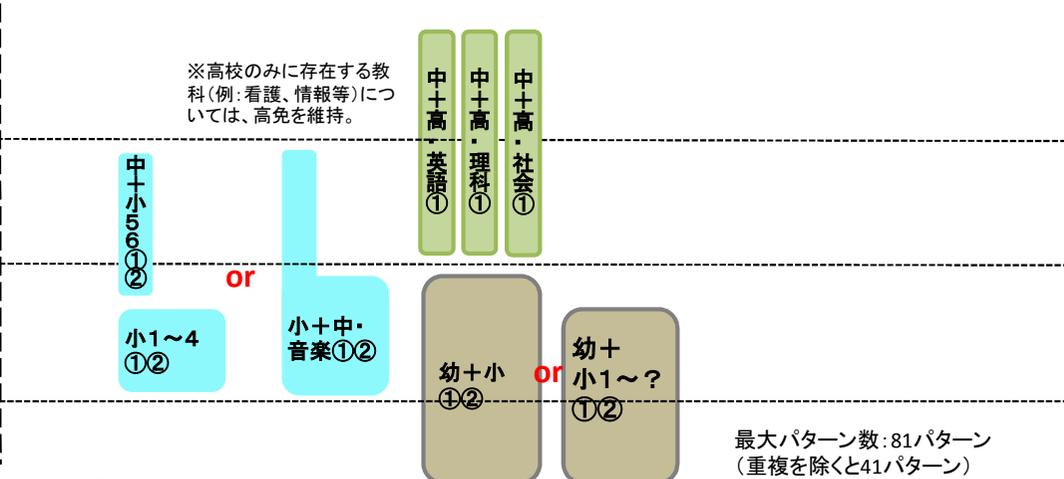


最大パターン数:328/パターン (重複を除くと259/パターン)

【留意点】

- ア. 大学は、単一免許及び複数免許取得を目的とする課程を置くことが可能。
- イ. 併有がどこまで促進されるかは大学や学生次第。
- ウ. 免許種が増加するため、大学や免許管理者の負担が増加。
- エ. 単独校種の免許があるにもかかわらず複数校種を包括する免許を創設するためには、免許が公証する資質能力の範囲を異なるものとしなければならない(接続に関する教育内容を追加する等。※いずれかの学校種を基盤とする方法あり。)
- オ. 採用権者が、現行免許と複数校種の免許のいずれかを優先して採用していく可能性がある。

(3) 複数校種の免許を基本とする考え方



最大パターン数:81/パターン (重複を除くと41/パターン)

【留意点】

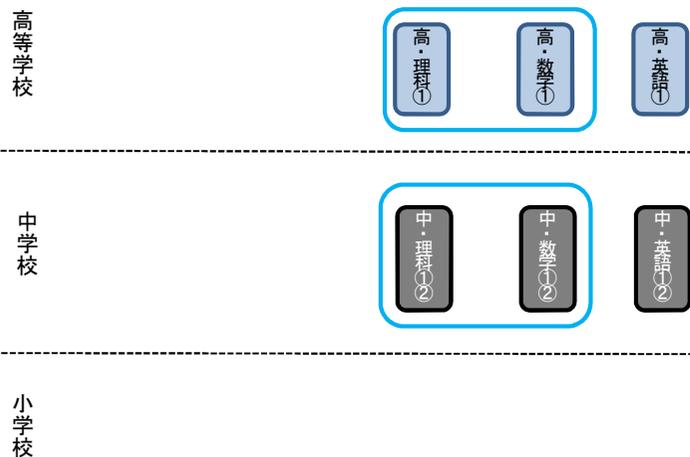
- ア. 複数校種において指導することが可能な教員を確実に養成可能。
- イ. 制度過渡期(40年程度)は現存する免許種が増加するため、免許管理者の負担が増加。
- ウ. 幼の免許と保育士資格の同時取得を目指す課程が多いため、小の免許取得も要件とすると、履修単位過多となる可能性大。
- エ. 小+中の免許については、二種免許は3年制の短大の課程のみが対象となると考えられる。
- オ. 高免については、全教科の免許を残すか要検討。
- カ. いずれかの免許を取得した後、他校種の指導を行いたい場合、単独免許を取得することができず、校種の重複がある免許を取得せざるを得なくなる(中+高と幼+小を取得する場合を除く)。

※①は一種、②は二種を示す。

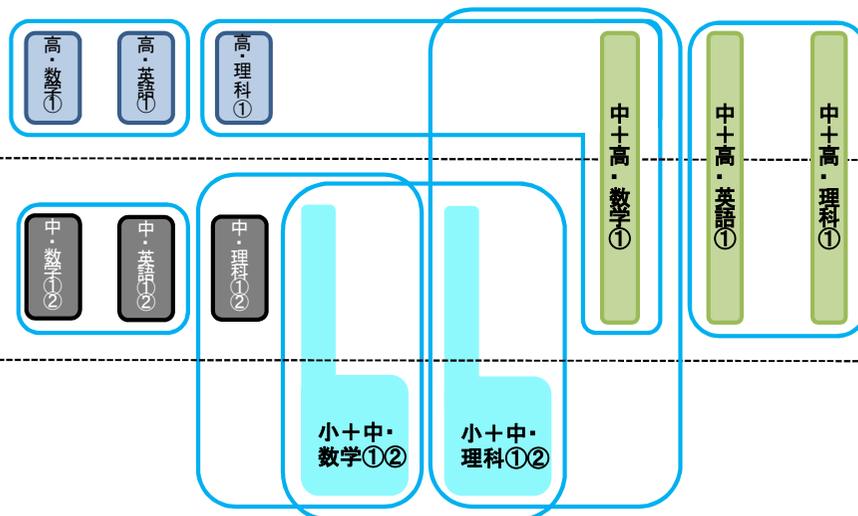
※普通免許の構成は一例である。

(特別免許状及び臨時免許状については別途検討。)

(1) 現行免許を基本に、併有を促進する考え方



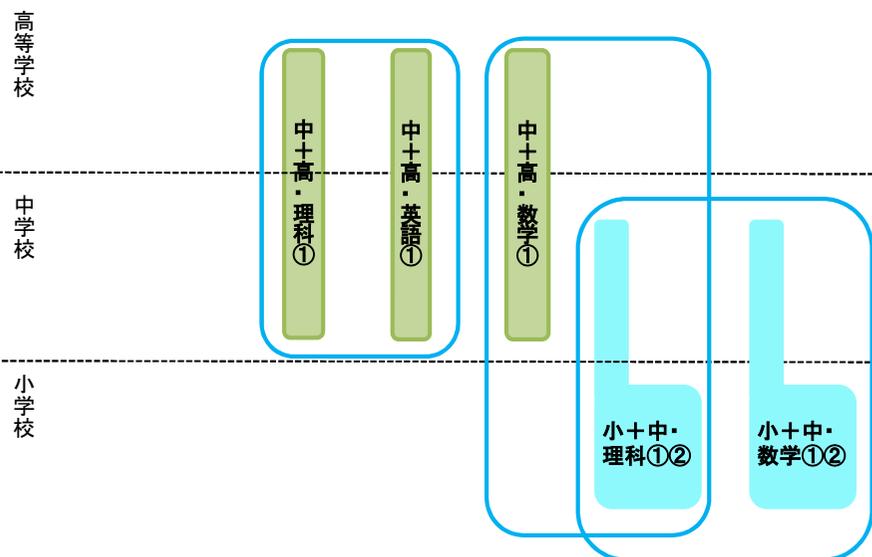
(2) 現行免許と複数校種の免許を併存させる考え方



【留意点】

- ア. 小+中の免許と中の免許で、複数教科免許取得を可能とするか。
- イ. 高の免許と中+高の免許で、複数教科免許取得を可能とするか。
- ウ. 小+中の免許と中+高の免許で、複数教科免許取得を可能とするか。

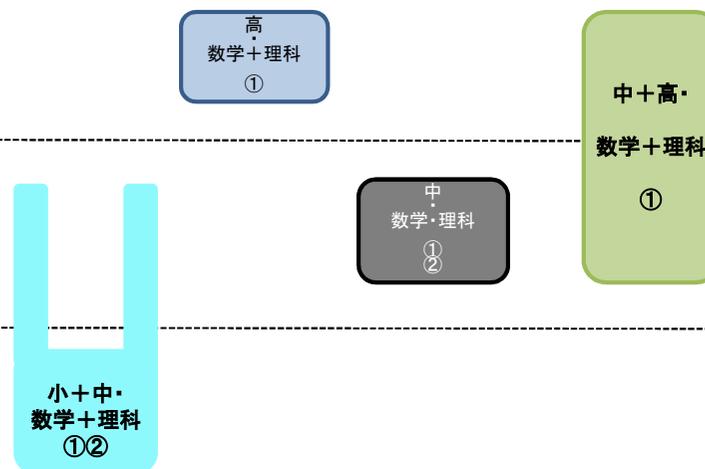
(3) 複数校種の免許を基本とする考え方



【留意点】

- ア. 小+中の免許と中+高の免許で、複数教科免許取得を可能とするか。

(4) 複数教科を担当可能な免許を創設する考え方



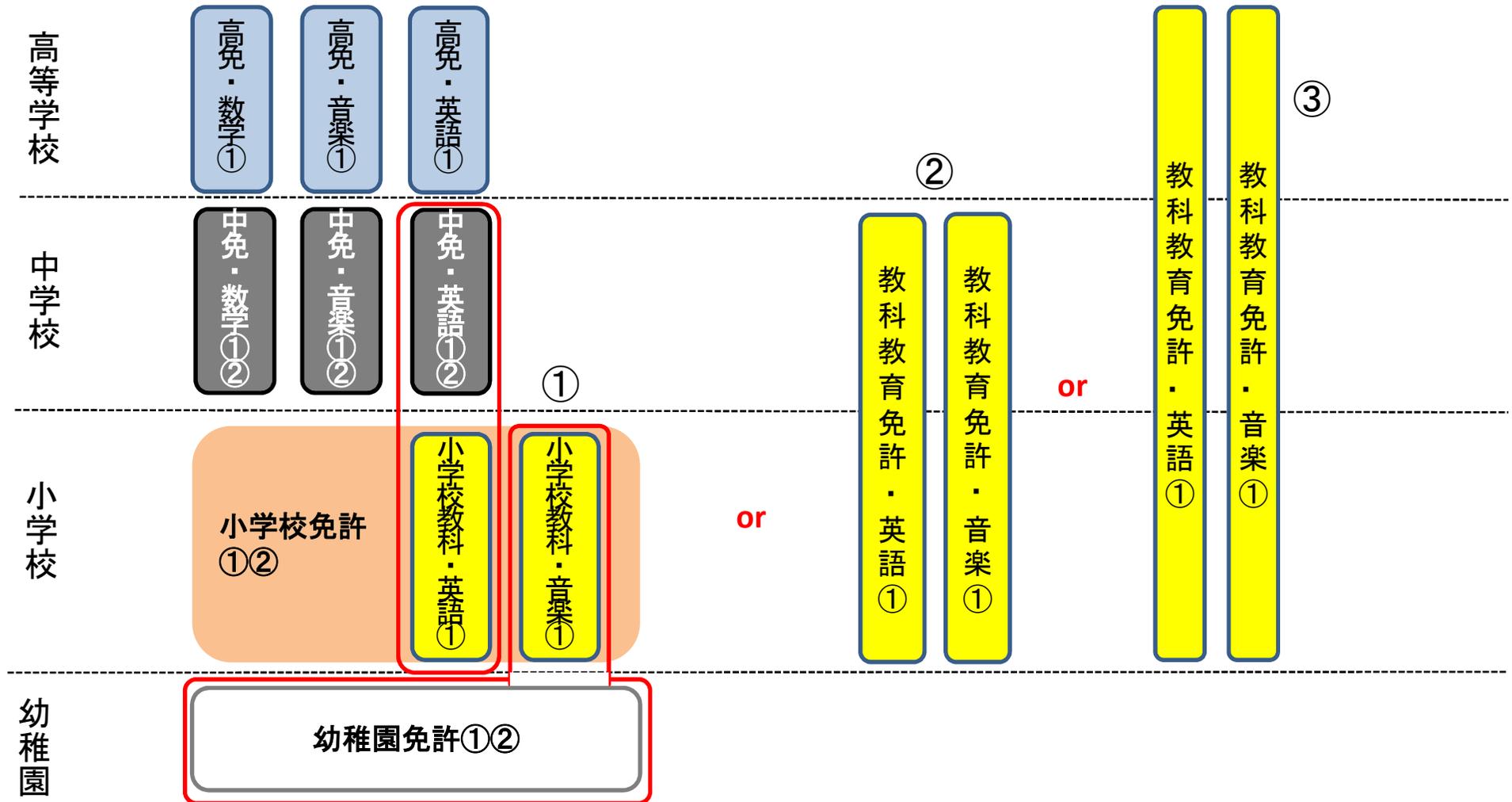
【留意点】

- ア. どのような教科の組み合わせについて、免許を創設するか。
- イ. 単一教科の免許も併存させるか。

小学校において一つの教科の指導及び担任が可能な免許状のパターンの考え方

※普通免許の構成は一例である。

(特別免許状及び臨時免許状については別途検討。)



ア. 教科の種類は、国語、社会、数学、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、英語(小学校教科+英語)とする。

イ. 小学校においては、いずれか一つの教科の指導と学級担任(道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動)が可能とする。

二種・専修免許状及び高度専門免許状取得のパターンの考え方

※普通免許の構成は一例である。

現行

専修	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
一種	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
二種	□	□	□			□	□	□	□	□
	養護	栄養	特支	高	中	小	幼			

(2)校種に係る専修免許に代え、高度専門免許を基本とする考え方

専修 高度専門	□	□	□	■							□	□	□	□	□	□
一種	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
二種	□	□	□			□	□	□	□	□	□	□	□			
	養護	栄養	特支	高	中+高	中	小+中	小	幼+小	幼+小1~?	幼	高度専門				

小学校教科or教科教育

(1)現行免許と高度専門免許を併存させる考え方

専修 高度専門	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
一種	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
二種	□	□	□			□	□	□	□	□	□	□	□						
	養護	栄養	特支	高	中+高	中	小+中	小	幼+小	幼+小1~?	幼	高度専門							

小学校教科or教科教育

<高度専門免許の種類(例)>

- A. 学校経営・管理(要教職経験5年)
- B. 高度学習指導
- C. 高度生徒指導・教育相談

a. 幼小接続
b. 小中接続
c. 中高接続

[留意点]
接続に関する専門的内容のみで構成する方法(大学院教育レベル)と、いずれかの免許取得を前提に他免許相当内容も加えて構成する方法(学部教育レベル)とが考えられる。(後者の場合、複数校種免許は創設しない。)